

市税の納付は

納期限内に

担当 収納課

☎046(252)8049
FAX 046(255)3550

市税は充実・安定した行政サービスを提供するために必要不可欠な財源です。

連絡をせずに市税を滞納すると

納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送します。

コスト(税金)は余計な出費であり、税負担の公平性や、行政サービス向上のためにも納期限内に納付することが大切です。

納付が困難な方は「ご連絡を」

病気や失職、災害など、やむを得ない事情により市税の納期ごとの納付が困難な場合は、分割納付など納税を猶予する制度があります。一人で悩んだり放置せず、早めに電話または窓口でご相談ください。



その後も納付がない場合には、勤務先や金融機関などへ給与や預貯金などの調査を行うとともに「給与や預貯金等の差し押さえ」や住居や事業所などに立ち入って調査を行う「搜索」を実施します。

納期限後に納付する場合は、延滞金を納めていただく場合があります。また、滞納者は一部の行政サービスが制限されます。

ざま市市民朝市

担当 農政課

☎046(252)7601
FAX 046(255)3550

○とき 5月8日・22日
いずれも日曜日午前7時
〜売り切れ次第終了(雨天決行)

○ところ 市役所ふれあい広場(雨天時は市役所1階アトリウム)

○販売品 地場産野菜、農産物加工品、肉、花き、市特産品など

○持ち物 マイバッグ(買物袋は有料です)
※緊急事態宣言が発令された場合は中止します。

軽自動車税

(種別割) 減免制度

担当 市民税課

☎046(252)8004
FAX 046(255)3550

身体に障がいのある方などには、軽自動車税(種別割)の減免制度があります。対象車両(軽自動車等)に該当する場合には減免が適用されますので、次の通り、期間内に申請してください。なお、感染症の拡大防止の観点から、今年度も引き続き、「郵送での申請」も受け付けます。

なお、昨年度に軽自動車税(種別割)減免申請をした方には、納税通知書と併せて軽自動車税(種別割)減免申請書を同封して送付します。

申請方法

市役所2階市民税課で配布する軽自動車税(種別割)減免申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を明記し、5月9日(月)〜23日(月)に左記必要書類を揃えて〒252-8566座間市役所市民税課宛てに郵送(必着)または直接担当へ

必要書類

- 軽自動車税(種別割)減免申請書
- 納税通知書(申請前に納

る軽自動車等は、普通自動車等を含めて、障がい者の方1人につき1台に限られます。

普通自動車等の減免は、厚木県事務所(☎046(224)1111)へお問い合わせください。

付はしないでください)
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の写し
・運転免許証(運転する方もの)の写し
・自動車検査証または標識交付証明書の写し
・納税義務者の個人番号カードまたは通知カードの写し

注意事項

- 減免を受けるには、毎年申請手続きが必要です。
- 減免を受けることができ



日本赤十字社の

活動費にご協力を

担当 日本赤十字社神奈川支部座間市地区(福祉長寿課内)

☎046(252)8247
FAX 046(255)3550

日本赤十字社は皆さんの寄付により運営しています。5月は赤十字会員増強運動月間です。寄付のご協力をお願いします。

市での令和3年度赤十字会員増強運動社資総額46万1,231円は、全額



支えあう 住みよい社会 地域から

5月12日は

民生委員・児童委員の日

担当 福祉長寿課

☎046(252)8247
FAX 046(255)3550

民生委員・児童委員は地域の相談役です。

民生委員は、地域福祉向上のため、高齢者や子どもの見守りの他、育児や生活の不安、介護など福祉に関する相談を受け、市や関係機関につなぐパイプ役として約140人が活動しています。

1人暮らし高齢者の見守り

登録された1人暮らしの高齢者宅へ定期的な訪問を行っています。訪問時には、高齢者の安否確認だけでなく、福祉・介護サービスなどの相談に応じて、関係機関の紹介なども行います。



「ひとり暮らし高齢者訪問」を受けるには

訪問を受けるには登録が必要です。詳しくは、電話、ファクスまたは直接担当(☎046(252)7127)へお問い合わせください。在住する地域を担当する民生委員が訪問し、登録を行います。

○対象 65歳以上の1人暮らしの方で、親族やケアマネジャー、ヘルパーなどによる2カ月に1回以上の訪問や、外出の機会がなく、真に見守りが必要とする方



子どもの見守り

民生委員は児童委員も兼ねています。子どもと地域のつながり強化のため、登校時のあいさつ運動や地域の行事への参加、パトロールなどを行っています。



民生委員に相談するには

在住する地域を担当する民生委員を紹介します。電話または直接担当へお問い合わせください(関係機関を案内する場合もあります)。相談の秘密は厳守します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部活動を控えています。